

# 石川県公報

令和4年4月15日(金曜日)

号 外

(第 37 号)

## 目 次

公 告	
○石川県条例第18号の公布公告	(税 務 課) 1
○石川県規則第21号の公布公告	( 同 ) 3
○石川県訓令第12号の公表公告	( 同 ) 6
○石川県訓令第13号の公表公告	( 同 ) 7

## 公 告

### 石川県条例第18号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公布した。

令和4年4月15日

石川県知事 馳 浩

石川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第十八号

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項ただし書中「磁気テープ」を削り、同条第七項中「第五十三条第七十二項」を「第五十三條第七十四項」に改める。

第五十五条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二條の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。」を「(以下この節において「導管ガス供給業」という。)」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八條第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第五十七條第二項及び第五十八條第四項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第五十七條第一項中「第二十一條の六」を「第二十一條の七」に、「第二十條」を「第十九條」に改め、同条第二項中「ガス供給業」の下に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節において同じ。)」を加える。

第五十八條第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分

の二」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「のもの」の下に「(第五十五条第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

第六十条の二第一項ただし書中「、磁気テープ」を削る。

第六十五条中「第七条」を「第六条の七」に改める。

第六十五条の二第三項中「第七条の二」を「第六条の八」に改める。

第七十三条第二項中「第七十三条の十四第五項から第十項」を「第七十三条の十四第六項から第十項」に改める。

第七十三条の二第二項第二号中「第三十七条の十八(第二号を除く。)」を「第三十七条の十八第三項」に改める。

第七十五条第一項中「第三十九条の二の三第二項」を「第三十九条の二の四第一項」に、「第三十九条の二の三第二項」を「第三十九条の二の四第二項」に改め、同条第五項中「第三十九条の三の三」を「第三十九条の三の二」に改め、同条第六項中「第三十九条の三の二」を「第三十九条の三」に改める。

附則第十条第四項中「(同法第百四十五条において準用する場合を含む。)」を「又は第百四十四条の十三」に改め、同条第六項中「(同法第百四十五条において準用する場合を含む。)若しくは同法第八十八条」を「第八十八条(同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。)若しくは第百四十四条の三第一項」に改める。

附則第十条の二の二中「同条第四項第一号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則第十二条の四第一項の表第九号中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

附則第十六条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

(石川県税条例の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の石川県税条例の一部改正)

第二条 石川県税条例の一部を改正する条例(令和二年石川県条例第三十六号)附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の石川県税条例の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第三号中「ガス供給業」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十一条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を「(以下この節において「導管ガス供給業」という。)」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同号」を「、同号」に改め、「発電事業等」という。の下に「及び同号に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第一条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第五十七条第二項及び第五十八条第四項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第五十七条第二項中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条第二項中「ガス供給業」の下に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節において同じ。)」を加える。

第五十八条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の二」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第四項中「のもの」の下に「(第五十五条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

附則第十条の二中「同条第四項第一号」を「同条第五項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の石川県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の石川県税条例の一部を改正する条例(令和二年石川県条例第三十六号)附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の石川県税条例(次項において「新令和二年改正前条例」という。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 新令和二年改正前条例第五十五条第一項第三号並びに第五十八条第二項(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

石川県規則第21号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公布した。

令和4年4月15日

石川県知事 馳 浩

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十一号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条の三第二号中「第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者に納付させることを申し出る」を「第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する」に改める。

第三十二条中「第五十二条第四十二項」を「第五十二条第六十二項」に改める。

第三十三条中「第五十二条第四十三項」を「第五十二条第六十三項」に改める。

第三十六条の三第二項中「又は個別帰属益金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。)」及び「又は個別帰属損金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。)」を削る。

石川県税条例施行規則様式目次中「法人税に係る連結納税の承認等の届出書」を「法人税に係る通算制度の承認等の届出書」に改める。

第二号様式(その一)中「〈受領に関する特記事項〉」を「〈受領等に関する特記事項〉」に

「自動車の所有権解除」を「自動車の所有権移転」に改める。

第二号の四様式備考を次のように改める。

備考 「県税等」とは、県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、特別法人事業税及び地方法人特別税並びにこれらの税に伴う延滞金及び加算金で石川県が徴収するものをいいます。

第十九号の六様式及び第十九号の九様式中「事業年度又は連結事業年度」を

「事業年度」に改める。

第十九号の十様式中 地方税法 第55条の2第1項 第72条の39の2第1項 第55条の4第1項 第72条の39の4第1項 を

「地方税法 第55条の2第1項 第72条の39の2第1項」及び「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に


改める。

「 第53条第38項 第53条第39項 第72条の25第2項 第72条の25第3項 第72条の25第4項 第72条の25第5項 第72条の25第6項 第72条の25第7項 第72条の25第16項 の規定により を

「 第53条第61項 第72条の25第2項 第72条の25第3項 第72条の25第4項 第72条の25第5項 第72条の25第6項 第72条の25第7項 第72条の25第16項 の規定により に改める。

第三十五号の三様式(その四)を次のように改める。

第35号の3様式(その4)

	※ 処理 事項		入力処理年月日	. . .	
			管 理 番 号		
法人税に係る通算制度の承認等の届出書					
年 月 日  石川県 事務所長 様	本店所在地		〒		
	ふりがな		電話 ( ) —		
	法人名				
	代表者氏名				
	法人番号				
石川県税条例第62条により、次のとおり届けます。					
通 算 法 人 の 種 類	<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算子法人		区分	<input type="checkbox"/> 左記の通算法人となった。 <input type="checkbox"/> 左記の通算法人でなくなった。	
上記区分に該当することとなった事由	<input type="checkbox"/> 通算制度の承認があった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 通算完全支配関係等を有しなくなった。 (原因: ) <input type="checkbox"/> 通算承認の取消しの処分があった。 <input type="checkbox"/> 通算制度適用の取りやめの承認があった。				
事由が生じた日	年 月 日		最初通算親法人事業年度	自	年 月 日
法人の区分	<input type="checkbox"/> 時価評価法人 <input type="checkbox"/> 関連法人		通算子法人適用開始事業年度	自	年 月 日
この届出の事由により事業年度を変更することとなる場合	変更前	自 年 月 日	至 年 月 日	変更後	自 年 月 日
加入時期の特例	<input type="checkbox"/> 有	通算法人となる前の申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	有・無	. . . の事業年度から 月間
	<input type="checkbox"/> 無		住民税	有・無	. . . の事業年度から 月間
通 算 親 法 人 ※納税義務者が通算子法人である場合に記入してください。	ふりがな				
	法人名				
	本店所在地				

関与税理士氏名  
 及び連絡先  
 ( )  
 局  
 番

備考 1 「処理事項」の欄は、記載しないでください。  
 2 「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載してください。  
 3 「通算法人の種類」等の欄の□については、該当するものにレ印を付してください。

第三十六号様式中 「事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間」 を 「事業年度」 に改める。

第三十六号の二様式中 「事業年度又は連結事業年度」 を 「事業年度」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所定の調整をして使用する事ができる。

石川県訓令第12号の公表公告

石川県公告式条例（昭和25年石川県条例第32号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公表した。

令和4年4月15日

石川県知事 馳 浩

石川県訓令第12号

総 務 部 税 務 課  
県 総 合 事 務 所  
県 税 事 務 所

石川県税事務取扱規程（昭和32年石川県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石川県知事 馳 浩

第1条第2項中「第十九条の1」を「第十九条の二」に改める。

第19条第1項中「不納欠損額」を「不納欠損額」に改める。

第6号様式を次のように改める。

第六号様式

納 税 通 知 書 等 発 付 簿

所長	次長	課長	係長	係	伺い年月日	年度期(月)分	税目	税額	発付年月日	納税者住所氏名	納税通知書等発付枚数	備考
					..				..			
					..				..			
					..				..			
					..				..			
					..				..			

第9号様式中 「処理者印」 を 「処理者名」 に改める。

第17号様式中 「印」 を削る。

第18号様式中「㊦」を削る。

第32号様式中

出納員		係長		係		整理簿 記載印	
-----	--	----	--	---	--	------------	--

を

出納員		係長		係	
-----	--	----	--	---	--

に、「殿」を「様」に改める。

第48号様式の2及び第48号様式の3中「㊦」を削る。

「 事務所長 ㊦

「 事務所長 ㊦

第53号様式及び第54号様式(一)中

を

納付番号

に

左記のとおり領収しました。」

左記のとおり領収しました。」

改める。

第75号様式中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の石川県税事務取扱規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県訓令第13号の公表公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公表した。

令和4年4月15日

石川県知事 馳 浩

石川県訓令第13号

総 務 部 税 務 課  
県 総 合 事 務 所  
県 税 事 務 所

石川県税犯則事件事務取扱規程(平成30年石川県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石川県知事 馳 浩

第26号様式中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の石川県税犯則事件事務取扱規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

